

# エネルギーや食料品など物価高騰の影響を受ける皆さんを

# 支援します！



エネルギーや食料品などの物価高騰により、影響を大きく受ける低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯への支援、LPガス料金や省エネ家電の買い換えに対する助成といった生活者支援のほか、中小企業者や農林水産事業者、交通事業者、宿泊事業者などに対する事業者支援を行います。それぞれの事業の対象などをご確認の上、ご活用ください。

## 子育て世帯生活支援特別給付金

☎子育て支援課 (☎017-718-1971)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。詳細は、本紙5月15日号、または、市ホームページをご確認ください。

### ●ひとり親世帯分

番号	支給対象者	提出書類	支給時期
1	令和5年3月分の児童扶養手当を受給しているかた	<b>申請不要</b> ※対象となるかたには、5月9日にお知らせを送済み	5月25日 支給済み
2	公的年金などを受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた ※児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかたに限る	<b>申請が必要</b> 【提出書類】下記(1)(2) 【添付書類】下記①~④ ※④は令和3年1月~12月までの収入年額が分かるもの	6月下旬以降
3	食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた	<b>申請が必要</b> 【提出書類】下記(1)(2) 【添付書類】下記①~④ ※④は令和5年1月以降の収入額が分かるもの	

### ●ひとり親世帯以外の子育て世帯分

番号	支給対象者	提出書類	支給時期
4	青森市から「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給したかた	<b>申請不要</b> ※対象となるかたには、5月11日にお知らせを送済み	5月29日
5	令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)の養育者で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が令和5年度住民税均等割非課税世帯と同じ水準となっているかた	<b>申請が必要</b> 【提出書類】下記(1)(2) 【添付書類】下記①~④ ※④は令和5年1月以降の収入額が分かるもの	6月下旬以降

※番号5は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに生まれた新生児の養育者も対象



【申請先】6月1日(木)から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の窓口で受付

#### 【提出書類】

- (1) 給付金申請書(様式第3号)
- (2) 簡易な収入見込額の申立書、または、簡易な所得見込額の申立書(様式第4号)

#### 【添付書類】

- ① 本人確認書類(運転免許証などの写し)
- ② 口座確認書類(通帳、キャッシュカードなどの写し)
- ③ 児童との関係が確認できる書類(戸籍謄本、住民票など)
- ④ 収入額が分かる書類(給与証明書、年金振込通知書など)

●支給額 児童1人あたり **5万円** (申請期間 令和6年2月29日(木)まで)

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 エネルギー・食料品等価格高騰負担軽減支援給付金給付事業

☎福祉政策課 (☎017-718-1124)

エネルギーや食料品などの物価高騰により、生活への負担感が特に大きい住民税非課税世帯などに対する経済支援策として、給付金を支給します。詳細は、決まり次第本紙、または、市ホームページでお知らせします。

### ●対象

令和5年5月1日時点で、市内に住民登録があるかたのうち、令和5年度住民税が非課税であるかた、住民税均等割のみ課税されているかたのみで構成される世帯  
※6月中旬以降順次、対象となる見込みの世帯に確認書などを送付

### ●支給額

住民税非課税世帯 **3万円** 住民税均等割のみ課税世帯 **1.5万円**  
※いずれかに当てはまる世帯に**1回限り** (申請期間 11月30日(木)まで)



## 青森市L P ガス料金高騰対策事業

図経済政策課 (☎017-734-5227)

L P ガス料金の高騰の影響を受けている市内の一般家庭の負担を軽減するため、L P ガス料金の値引きを実施したL P ガス販売事業者に対し、値引き額分などの支援金を交付します。詳細は、対象事業者にお知らせします。

- 対象 市内の一般家庭にL P ガスを販売する事業者  
※L P ガス料金の値引き実績を審査後、申請者へ支援金を交付  
※L P ガスを利用されているご家庭の皆さんの手続きや申込みは不要
- 支援額 L P ガス利用世帯あたり×1千円 ※各世帯1回限り

## 省エネ家電等買い換え促進事業

図環境政策課 (☎017-718-0286)

エネルギー価格の高騰対策として、市民生活を応援するとともに、温室効果ガスの排出量の削減を推進するため、ご家庭でのエネルギー消費性能の優れた家電などへの買い換えに対する助成金を支給します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

- 対象 最新の省エネルギー基準達成率100%以上のエアコン、給湯器（エコキュート・ガス温水器・石油温水器）  
◆新品であるもの（リース・レンタル品でないもの）  
◆対象家電などを買い換えるために購入し、市内の自宅に設置するもの  
◆市内の店舗または事業所において購入するもの（インターネットなどによる購入は対象外）  
※発注前に交付申請が必要です。申請前に買い換えた省エネ家電などは助成の対象となりません。
- 支給額 助成対象本体の購入費の4分の1（上限3万円）（6月1日(木)から申請受付開始）

## 青森市中小企業者等物価高騰対策応援事業

図経済政策課 (☎017-734-2376)

市内の中小企業者などを対象に応援金を支給します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

- 対象 市内に店舗・事業所などを有する公務を除く全業種の中小企業者など（個人事業主含む。）  
※以下の事業者支援に係る補助金などを受ける事業者は対象外  
青森市農林水産事業者活動継続支援事業、青森市商店街振興組合等物価高騰対策応援事業、  
交通事業者等支援緊急対策事業、宿泊施設支援緊急対策事業、  
医療・福祉施設等物価高騰対策支援金給付事業、子ども食堂等物価高騰対策支援事業  
※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外
- 支給額 【法人】 1事業者あたり5万円  
【個人事業主】 1事業者あたり2万5千円（申請期間 9月29日(金)まで）



## 青森市農林水産事業者活動継続支援事業

図農業政策課 (☎0172-62-1144)

農林水産業者に対し、経営活動に必要な経費として助成金を支給します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

- 対象 市内に住所を有し、販売を行うことを目的に農業、林業または漁業を営む事業者  
※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外
- 支給額 1事業者あたり5万円（申請期間 7月31日(月)まで）

